



新田地区で津波避難訓練実施

8 月 30 日(金)、新田学園主催による津波避難訓練が実施されました。当日は、児童・生徒のほか地域住民の方々や一真保育園の園児も参加し、お大師山山頂の新田球場へ向けて、協力しながら避難活動を行いました。

終了後には、地元消防団や県の防災ヘリによる消火訓練や救助訓練を参加者の皆さんで見学しました。

交通

コミュニティバスが 10 月 1 日(火)から 有料(1 回乗車 100 円)になります!

◆問合せ まちおこし政策課

担当: 外園高士 ☎33-6012

現在、無料で運行中のコミュニティバスについて、10 月 1 日(火)から運賃を有料にさせていただきます。

近隣自治体での運賃設定などを参考に、下記のとおり負担していただきますが、利用者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

○運賃: 1 回の乗車につき 100 円 ※ただし、未就学児は無料です。

○注意事項: ①運賃は乗車の際にお支払いください。②できるだけ釣り銭のいらぬようにお願いします。

○その他: 運行路線と時刻については、これまでと同様です。

【コミュニティバスの車両が新しくなります】

9 月中に車両の更新を予定しています。今後もより一層快適に、安心してご乗車いただけるよう、運行してまいります。

○新しいコミュニティバスの車種: トヨタハイエース(白色 14 人乗り)

※「新富町コミュニティバス」の表示に注意して、お乗り遅れのないよう、ご注意ください。

啓発

秋の全国交通安全運動 — 9 月 21 日(土)~30 日(月) — ~9 月 30 日は「交通事故死ゼロを目指す日」~

◆問合せ 防災基地対策課

担当: 壺岐文登 ☎33-6061

新富町は、人口 1 万人あたりの交通事故第一当事者(※)の割合が、宮崎県内 26 市町村のうちワースト 6 位(7 月末現在)となっています。

自動車の運転者や歩行者、自転車利用者の皆さんが交通ルールやマナーをしっかりと守り、悲惨な交通事故を無くしましょう。

※第一当事者とは・・・交通事故の当事者の中で、責任(過失)が 1 番重いか、同程度であれば人身損傷の程度が軽い方のことを言います。

○運動の基本: 「子どもと高齢者の交通事故防止」

○運動の重点: ①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

③飲酒運転の根絶

④てげてげ運転追放運動の推進

⑤セーフティエコドライブの推進



相談

宮崎県交通事故相談所(無料)のお知らせ

◆問合せ 宮崎県交通事故相談所 ☎0985-26-7039

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を設置しています。ぜひご利用ください。

○相談時間: 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) ①午前 9 時~正午 ②午後 1 時~3 時 30 分 ※受付は午後 3 時まで。

○場所: 県庁 4 号館 1 階 ※電話での相談も可。

ゴミ

塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)のごみ搬入に関する注意

◆問合せ 環境水道課

担当：永野・杉田 ながの すぎた ☎33-6072

塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)は、町指定ごみ袋に入らない家庭から出る粗大ごみ等を受け入れる施設です。

町指定ごみ袋で排出できる物(古紙・古布類は除く)については、塵芥中間受入施設では受け入れをいたしません。収集所へ分別して出してください。

【塵芥中間受入施設へ搬入する際に特に注意する物】

※規定外の長さの物は、受け入れできませんので、ご注意ください。

※家庭から出る廃木材の搬入については、事前に環境水道課まで、ご連絡ください。

○草木類：①棒状の物・・・長さ80センチ、直径15センチ以内

②板状の物・・・縦80センチ、横50センチ以内

○布団・じゅうたん類：①布団・・・80センチ以内(四つ折り程度)にして、ひもなどで縛る。

②じゅうたん類・・・丸めてひもなどで縛る。

相談

行政機関などに対する苦情・要望は行政相談員へ

◆問合せ 総務財政課

担当：清紀文 せいとしふみ ☎33-6002

福祉、登記、年金などに関することや生活面での安全対策等、行政(国・県・町)に関して困ったことや相談したいことなどありましたら、気軽にご相談ください。

○日時：9月27日(金) 午前9時30分～正午 ○場所：老人福祉センター ○相談員：高木正敏(新田新町)

税金

9月町税 納期のお知らせ

◆問合せ 税務課

担当：大西・秋山 おおにし あきやま ☎33-6076

納付書で納められている方は、便利な口座振替をご利用ください。

○納期の税目：国民健康保険税(第3期) ○納期限：9月30日(月) ○口座振替日：9月25日(木)

※口座振替は、事前に残高の確認をお願いします。

※残高が不足している場合、10月7日(月)に再度引き落としをさせていただきます。

税金

事業主の方へ 個人住民税の特別徴収に関するお知らせ

◆問合せ 税務課

担当：河野光典 かわのみつり ☎33-6076

給与を支払う事業主は、法律の規定により、原則として個人住民税の特別徴収(※)をすることになっています。

宮崎県および各市町村では、特別徴収実施の適正化に取り組んでおり、まだ実施されていない事業主の方については、今後、従業員の住所地の各市町村から、特別徴収をしていただきたい旨の文書が送付されますので、ご理解とご協力をお願いします。

※個人住民税の特別徴収とは・・・給与支払者が毎月従業員に支払う給与から、住所地の市町村が賦課する個人住民税を差し引いて、各市町村へ納入する制度です。

施設

富田浜公園プールの忘れ物をお預かりしています

◆問合せ 都市建設課

担当：小原悠里 こはらゆうり ☎33-6017

開園中は多くの方々にご来園いただき、誠にありがとうございました。

プールでの忘れ物(時計・水着・水筒など)を都市建設課でお預かりしていますので、お心当たりのある方は、ご連絡ください。

○お預かり期限：11月まで

※お預かり期限までに取りに来られない場合、都市建設課の方で処分させていただきますので、ご注意ください。

9月2日(月)から 仮設庁舎で役場本館業務を 行っています！

※役場本館の耐震補強と改修工事のため、仮設庁舎にて業務を行うこととなりました。

※議会関係については、新館 2 階会議室へ移転しています。

■ 工事期間 来年3月上旬まで

■ 主な工事・整備内容

**「人にやさしい」「利用しやすい」「安全・安心」
な庁舎を造ります！**

防災対応拠点としての
「安全・安心な」庁舎整備

「人にやさしい」庁舎整備

誰もが「利用しやすい」
庁舎整備

＜耐震補強工事＞

- 耐震壁の設置
- 外壁の補強

＜災害対応設備等を設置＞

- 非常用発電機
- 食糧備蓄室・防災会議室

＜バリアフリー化等の推進＞

- エレベーターの設置
- 議場・傍聴席をバリアフリー化
- トイレの改修

＜増築工事による機能性向上＞

- 各課の表示・配置をより
分かりやすく
- 1階ロビーの拡充
- 相談室の確保

**工事期間中、町民の皆さまには大変ご不便とご迷惑をおかけしますが、
ご理解とご協力をお願いいたします。**

式典 平成26年 新富町成人式典開催！



平成26年成人式典を下記の日程で行います。

町内に9月1日現在で住民登録されている新成人者宛てには往復ハガキでご案内します。

○日時：平成26年1月5日(日)午前10時～(受付開始 午前9時～)

○場所：新富町文化会館 大ホール ○本年度成人式対象者：平成5年4月2日～平成6年4月1日生

○本町出身者で町外に居住されている方：参加を希望される場合は、氏名・生年月日・旧住所・現住所などを問合せ先まで、電話等でご連絡ください。

○申込期限：12月2日(月)

◆問合せ 生涯学習課(中央公民館内) 担当：甲斐義人 ☎33-1022

芸能 「元禄坊主踊り」一般公開

◆問合せ 生涯学習課(中央公民館内)

担当：樋渡 将太郎 ☎33-6080

新富町無形民俗文化財「元禄坊主踊り」の一般公開が行われます。

「嫁女」と「奴」が仲良く踊っているところに「坊主」が割って入って邪魔をするという、物語性をもった踊りは、毎年見学される方々を楽しませています。町内各地を巡回しますので、ぜひご覧ください。

○公開日：9月19日(木) ※小雨決行。荒天の場合は中止することがあります。

※昼頃から町内各地を巡回予定です。場所や時間など詳細については、町ホームページをご覧ください。

調査 住宅・土地統計調査が実施されます

◆問合せ まちおこし政策課

担当：嶋末・井下 ☎33-6012

10月1日を基準日として、全国一斉に実施されます。国の住宅施策の基礎となる大切な調査です。

新富町では、一部地域が調査区として指定されており、9月から調査員(総務大臣・県知事印の入った調査員証を所持しています)が調査のためお宅を訪問することがありますので、その際にはご協力をお願いします。

健康 健診結果説明会(個別)へお越しください！

◆問合せ いきいき健康課

担当：通山麗香 ☎33-6059

6月から8月にかけて、国民健康保険の方を対象に特定健康診査を実施しました。

今年度からは、健診の結果を郵送せず、健診結果説明会でお渡しすることになっていましたが、全日程が終了したため、まだ来られていない方については下記の日程で個別に実施いたしますので、必ずお越しいただきますようお願いいたします。

※すこやか健康診査(後期高齢者医療)の結果は、送付していますのでご確認ください。

○日程：9月17日(火)～27日(金) 午前8時30分～午後5時15分 ○場所：保健相談センター

※ただし、土日・祝日を除く。 ※上記の時間帯以外をご希望する方は、事前にご連絡ください。

人権 人権コーナー ～ インターネットと人権 ～

◆問合せ 総務財政課

担当：池田真二 ☎33-6002

世界中に友達をつくらることができるインターネットはとても便利なものです。でも、世界中に広がっているからこそ使うときには注意が必要です。たとえば、インターネットでメールを送ったり掲示板に書き込みをしたりするときに、自分の名前をかくして人のいやがることや悪口を書き込む人がいます。インターネットでは、お互いの顔や名前を知らない人でも自由におしゃべりができますが、その相手は人であり決して相手の人権をおかすようなことをしてはなりません。

インターネットを使うときは使う人のマナーとモラルがとわれます。人の悪口や、人の秘密をばらしてはいけません。ほかの人の人権をおかさないように、インターネットを使いましょう。

「もし、自分がその立場だったら」とつねに考え差別のない平和な社会をつくりましょう。